

青森大学附属総合研究所規則

(設 置)

第1条 この規則は、青森大学学則第58条の規定に基づき設置する青森大学附属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、その成果を地域社会に還元し文化の向上と活性化に貢献するために次の事業を行う。

- (1) 地域社会の総合的問題に関する調査研究
- (2) 産・学・官の連携および交流と共同研究の実施
- (3) 調査および研究の成果の公表
- (4) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (5) 調査研究資料の収集、整理および保管
- (6) 総合研究所における図書、刊行物その他資料の公開および利用
- (7) 各種機関からの委託調査研究
- (8) その他総合研究所の目的に合致すると認められる事業

2 第1項に掲げる事業を行うために以下の研究班を置く。

- (1) 産業研究班
- (2) 地域問題研究班
- (3) 学際情報研究班
- (4) 文化・環境研究班

(組 織)

第3条 総合研究所には、所長及び必要に応じて副所長、研究員、客員研究員及び助手を置く。

(所 長)

第4条 総合研究所所長は、総合研究所の活動に関する事項を統轄する。

- 2 総合研究所所長は、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 3 総合研究所所長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(副 所 長)

第5条 総合研究所副所長は、総合研究所長を補佐し、総合研究所所長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 2 総合研究所副所長は、学長が指名する。
- 3 総合研究所副所長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 総合研究所研究員は、青森大学の専任教員（助手を含む。）とする。

- 2 総合研究所研究員は、学長が指名する。
- 3 総合研究所研究員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 4 総合研究所の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 総合研究所には、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(運営委員会議)

第8条 総合研究所に運営委員会議を置く。

- 2 運営委員会議は、各研究班を含めた総合研究所の組織、運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員会議は、総合研究所の所長、規則第9条に定める研究班長及び総合研究所所長が指名する委員若干名をもって構成する。
- 4 運営委員会議は、総合研究所所長が招集し、その議長となる。
- 5 総合研究所所長に事故のあるときは、総合研究所所長が指名する者がこれを代行する。

(研究班の構成及び事業)

第9条 各研究班に班長及び班員若干名を置く。

- 2 班長、班員は、学長の承認を得て、総合研究所長が任命する。
- 3 班員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 4 各研究班の事業は、別表のとおりとし、総合研究所長の指示のもとに行うものとする。

(事務局)

第10条 総合研究所に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局は、各研究班を含めた総合研究所の庶務及び会計事務を担当する。

(会計)

第11条 総合研究所の経費は、青森山田学園の予算、研究補助、委託調査研究費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 総合研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決 算)

第13条 総合研究所の経費は、別途会計として処理し、毎会計年度終了後、2か月以内に決算報告書を作成し、公表する。

(著作権)

第14条 総合研究所の調査研究等による著作物等に関する権利の帰属または利用については、運営委員会議でこれを定める。

(改 正)

第15条 この規則の改正は、運営委員会議が審議し、学長が行う。

(補 則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 青森大学附属産業研究所、青森大学地域問題研究所、青森大学学際情報研究所、青森大学雪国環境研究所及び青森大学考古学研究所に帰属していた財産等は、平成22年4月1日をもって、総合研究所に帰属するものとする。

3 青森大学附属産業研究所規則、青森大学地域問題研究所規則、青森大学学際情報研究所規則、青森大学雪国環境研究所規則及び青森大学考古学研究所規則については、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日に一部改正する。

附 則

平成19年4月1日に一部改正する。

附 則

平成22年4月1日に一部改正する。

附 則

平成25年4月1日に一部改正する。

附 則

この規則の改正は、平成27年4月1日に改正する。

別表（第9条の4関係）

研 究 班	事 業
1 産業研究班	① 青森県や東北地方の産業経済に関する調査研究 ② 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ③ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催 ④ 調査研究資料の収集、整理および保管 ⑤ 各種機関からの委託調査研究 ⑥ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
2 地域問題研究班	① 地域社会に関する調査研究 ② 研究会、講演会等の開催 ③ 地域社会に関する図書及び各種資料の収集、整理、保管 ④ 各種機関からの委託調査研究 ⑤ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
3 学際情報研究班	① 情報技術を用いた学際的研究 ② 学際的研究課題の発掘と研究の支援 ③ 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ④ 研究会、講演会等の開催 ⑤ 各種機関からの委託調査研究 ⑥ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
4 文化・環境研究班	① 青森の自然及び文化に関する研究調査 ② 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ③ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催 ④ 青森の自然及び文化に関する資料の収集、整理及び保管 ⑤ その他研究班の目的に合致すると認められる事業